

独立行政法人日本学術振興会 国際科学研究費委員会規程

(平成27年7月24日 規程第38号)

(目的)

第1条 この規程は、国際科学研究費委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 学術研究助成基金助成金（国際共同研究加速基金）（以下「助成金」という。）の配分に関する事項
- 二 助成金による研究の追跡調査に関する事項
- 三 科学研究費助成事業等に係る国際的な学術研究活動の促進に関する事項
- 四 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。ただし、その場合の任期は、通算6年までとする。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。
- 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(守秘等)

第6条 委員及び専門委員は、助成金の審査に関する秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 理事長は、委員又は専門委員が前項の規定に違反した場合、その他委員又は専門委員たるに適しないと認めるときは、当該委員又は専門委員の委嘱を解くことができる。

(委員長等)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(小委員会)

第8条 委員会に、調査審議を専門分野ごとに分担させるため、次の小委員会を置く。

一 総合系小委員会

二 人文・社会系小委員会

三 理工系小委員会

四 生物系小委員会

2 各小委員会への専門委員の分属は、委員長の指名による。

3 委員長が特に委員会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、小委員会の議決をもって委員会の議決とする。

(小委員会の幹事等)

第9条 前条の小委員会に、幹事及び副幹事各1人を置く。

2 幹事は、当該小委員会に属する専門委員の中から委員長が指名する。

3 幹事は、小委員会の議長となり、議事を整理する。

4 副幹事は、当該小委員会に属する専門委員の中から委員長が指名する。

5 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるとき、又は幹事が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、小委員会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替え、「委員長」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第11条 委員会及び小委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

1 この規程は、平成27年7月24日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は平成29年7月31日までとする。